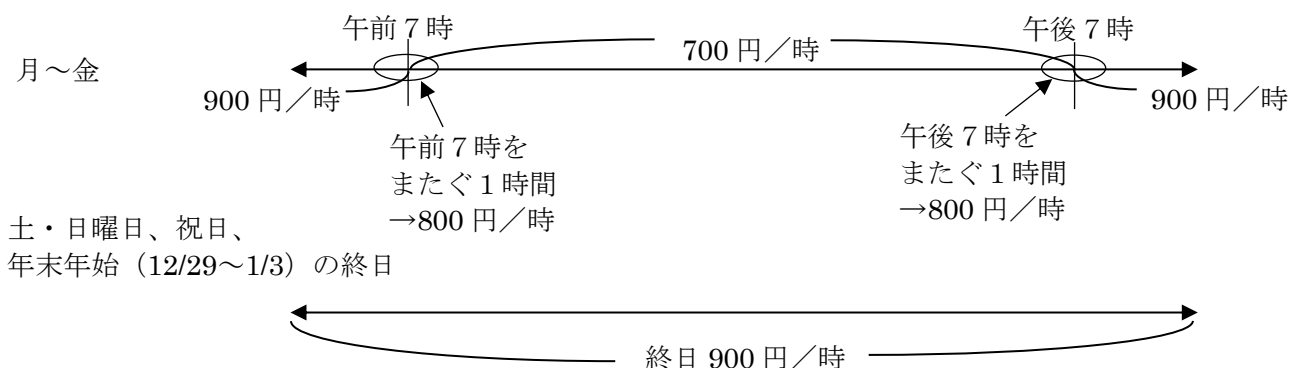


# 報酬の基準

## ■ 報 酬

利用日時	金額 (お子さん1人につき)
月～金曜日の午前7時～午後7時まで	1時間あたり 700円
月～金曜日の上記以外の時間帯	1時間あたり 900円
土・日曜日、祝日、年末年始 (12/29～1/3) の終日	1時間あたり 900円

※食事・おやつ・おむつ等及び支援会員の交通費の実費は別途お支払い頂きます。



### ■ 利用が1時間未満の場合

最初の1時間までは、活動時間がそれに満たない場合でも1時間とみなします。その場合の金額は、援助活動が異なる基準(金額)の時間をまたがない場合、実際に活動した時刻を報酬表に定める金額に適用します。

### ■ 利用が1時間を超える場合

活動時間が1時間を超えた場合、その後の報酬は、30分ごとに加算されます。(30分以内は半額、30分を超え1時間までは1時間分として計算します。)

### ■ 利用時間が異なる基準(金額)の時間をまたぐ場合、その時刻を含む1時間は800円とします。

(算定根拠: 異なる基準(金額)それぞれの半額を合算します。)

$$700円 \times 1/2 + 900円 \times 1/2 = 800円$$

### ■ 支援会員宅以外での活動の場合、支援会員が自宅を出てから帰宅するまでの時間も活動時間に含まれます。

### ■ 兄弟姉妹の預かり

同じ支援会員に兄弟姉妹の2人以上の子どもを預ける場合に限り、2人目からは重なった時間を報酬表に定める金額の半額とします。

### ■ 実 費

- ・子どもの送迎等にかかる交通費 (支援会員の車を使うときは、ガソリン代相当を話し合ってから決めます。)
- ・支援会員が用意した飲食物、おむつの費用など



《例1：朝》 援助活動内容が平日の保育所開始前のお預かりと保育所の送りで、時間が平日の午前6時20分から午前8時15分までの場合

料 金 1,500円

- ① 午前6時20分～午前7時20分→800円（異なる基準（金額）の時間をまたぐため）
- ② 午前7時20分～午前8時15分→700円
- ③ ①+② = 1,500円

《例2：夜》 援助活動内容が平日の保育所の迎えと保育所終了後のお預かりで、時間が平日の午後6時30分から午後8時15分までの場合

料 金 1,700円

- ① 午後6時30分～午後7時30分→800円（異なる基準（金額）の時間をまたぐため）
- ② 午後7時30分～午後8時15分→900円
- ③ ①+② = 1,700円

《例3：夜》 援助活動内容が平日の保育所の迎えと習い事への送りで、時間が平日の午後6時20分から午後6時55分までの場合

料 金 700円

- ① 午後6時20分～午後6時55分→700円（1時間未満の活動は、1時間とみなすが、実際に活動したのは午後6時55分までのため、報酬表の700円を適用する。）

#### ■ 取消料（依頼会員）

利用予定日前日まで	無 料
利用当日開始予定時刻まで	報酬基準の1時間分
利用当日開始予定時刻後	予定報酬全額

#### ■ 税金の申告について（支援会員）

援助活動により得た報酬（報酬額から経費を差し引いた額）は雑所得とみなされます。他の雑所得を含め年間合計 **38** 万円（基礎控除額）・すでに給与所得がある場合は、雑所得が年間 **20** 万円を超えると課税対象となり、年末調整又は、確定申告の対象となります。

\*詳しくは、税務署へお問合せください。